

事務事業評価シート (評価対象年度：令和 元 年度)

1. 基本的事項【PLAN】

①事務事業名		行政事務事業				②事業番号		2106	
③事業類型		3. 政策推進事業		④開始年度	昭和 45 年度	⑤終了予定年度	年度	○ 設定なし	
⑥根拠法令等	○ 法令	○ 条例	○ 規則	要綱	計画等	その他	法令等の名称 地方自治法		
⑦実施手法	直営	全部委託	○ 一部委託	補助・負担	その他				
⑧関連予算科目コード		款	2	項	1	目	4	細目	2
⑨担当部名		⑩担当課名					会計	一般会計	
総務部		総務課							

2. 事務事業の現状把握【DO】

〔1〕事務事業の目的・事業内容

(1)対象(誰、何に対して事業を行うのか)		対象指標(対象者数を表す指標)		単位
① 市民		① 泉南市人口		人
② 市職員		② 職員数		人
(2)事業内容(具体的な事務事業の内容、どのような方法で実施しているか)		活動指標(活動の量を表す指標)		単位
例規類の制定改廃について、審査する。制定された例規類の公布、市例規集(インターネット上)へ掲載する。 例規集の更新、例規検索・編集システムは業者委託している。 なお、令和元年度においては、条例44件、規則40件、訓令10件及び規約3件の審査を行った。		① 例規審査件数		件
		②		
		③		
(3)意図(対象をどのような状態にしたいか、何をねらっているのか)		成果指標(意図の達成度を表す指標)		単位
市民に対しては例規類の制定改廃を周知することにより地方自治の本旨である団体自治を実感してもらう。 市職員に対しては、法令順守コンプライアンスを意識させる。		① 例規制定件数		件
		計算式		
		②		
		計算式		
		③		
		計算式		
(4)結果(対象を意図する状態にすることで、何に結びつくか。上位施策との関連)		総合計画体系上の位置付け		
市民の市政への参画が推進される。 市政が法令に基づき適正に運用される。		政策(章)	6	みんなでまちづくりに取り組むまち
		施策大(節)	1	市民が力をあわせるとともに、行政とともにまちづくりに取り組む参画と協働のまちをめざします
		施策中	1	市民参画・協働の推進
		施策小	1	市政参画の促進

〔2〕各種指標値、事業費の推移

	指標名	単位	H29実績	H30実績	R1実績	R2見込	R3目標	
対象指標①	泉南市人口	人	62,549	61,984	61,457	—	—	指標値の推移における特殊要因などの説明
対象指標②	職員数	人	429	427	417	419	—	
活動指標①	例規審査件数	件	64	72	97	87	87	
活動指標②								例規審査(制定)件数はR1年に公布等された条例44、規則40、訓令10、規約3の合計数とする。
活動指標③								
成果指標①	例規制定件数	件	64	72	97	87	87	
成果指標②								事業費などの推移における特殊要因などの説明 直接事業費は2-1-4需用費消耗品(書籍)724,780、委託料(データ更新)1,850,275の合計額。
成果指標③								
事業費	投入人員							
	正職員	人	0.70	0.70	0.90	0.90		
	任期付職員	人	0.00	0.00	0.00	0.00		
	臨時職員	人	0.00	0.00	0.00	0.00		
事業費	人件費(投入人員*単価)	千円	5,621	5,675	6,941	6,941		
	直接事業費	千円	2,438	2,515	2,576	2,435		
	総事業費	千円	8,059	8,190	9,517	9,376		
財源内訳	国庫支出金	千円	0	0	0	0		
	府支出金	千円	0	0	0	0		
	受益者負担金	千円	0	0	0	0		
	その他特定財源	千円	0	0	0	0		
	一般財源	千円	8,059	8,190	9,517	9,376		

〔3〕事務事業開始の経緯、状況の変化、評価結果への対応

①この事業を開始したきっかけは何か。	市のルール、法令である例規類を整備し、誰もがいつでも閲覧できるよう例規類集を整備することが求められた。
②開始から現在までこの事務事業を取り巻く状況は、どのように変化したか。また、今後どのように変化していくと考えられるか。	例規類集は、当初は差し替え式の冊子であったが、市民等が全国どこでもいつでも閲覧できるよう公示する必要性が増したため、電子データとして整備するようになった。
③前年度の評価結果を受けて行った改革・改善の取組はあるか。	人員は昨年と同様で変更がなかった中で、令和元年度は条例、規則等の審査件数が前年度に比べ増加したものの、業務にあまり影響はなかった。

3. 事務事業の評価【CHECK】

〔1〕目的妥当性(必要性)

A.高い B.やや高い C.やや低い D.低い

〔1〕の評価 **A**

評価項目	評価及び理由・説明等	
①事務事業の意図すること(目的)は、上位施策(施策小)の達成に貢献しますか。	ア. する イ. ある程度 ウ. しない	市の条例、規則等を常に公示することで、市民の市政への関心が高まる。
②税金を使って達成する目的ですか。 (市が関与する必要がありますか、市民(特に納税者)の納得が得られますか。民間に類似サービスはありませんか。)	ア. はい イ. ある程度 ウ. いいえ	市は法令に基づいて事務をしているので、市が例規類を整備しなければならない。
③対象範囲、単価、事業費規模は市民のニーズや社会環境に合っていますか。 (他団体と比較してどうですか。)	ア. 合っている イ. ある程度 ウ. いない	対象は、条例、規則、訓令等で、必要最小限である。業者への委託料なども妥当と考える。
④事務事業を休止・廃止した場合、市民生活(あるいは上位施策)への影響はありますか、ある場合それは大きいですか。	ア. 影響がある イ. ある程度 ウ. ない	正確な情報提供ができなくなり、市民の行政への不信感が生じる。予測可能性が立たない。

〔2〕有効性

A.高い B.やや高い C.やや低い D.低い

〔2〕の評価 **B**

⑤期待どりの成果が得られていますか。	ア. 得られている イ. ある程度 ウ. いない	例規類の更新は2～3か月後になるが、誰でもいつでも閲覧できる状態になっている。
⑥今後事務事業を工夫することで成果向上の余地はありませんか。 (事務事業の成果指標をさらに伸ばすことができますか。)	ア. ある イ. ない	広報、市ウェブサイト等を活用し、例規類の制定改廃を周知させる。
⑦庁内の他部署で、類似の目的を持つ事務事業はありませんか、それらと統廃合や連携を行うことで、より成果を向上できませんか。	ア. 類似なし イ. できる ウ. できない	全庁を包括する事務である。

〔3〕効率性

A.高い B.やや高い C.やや低い D.低い

〔3〕の評価 **A**

⑧成果を下げずに事業を工夫してコスト(直接事業費＋人件費)を削減する手法はありませんか。 (業務改善、業務の委託化、委託業務内容の見直し、IT化などはできませんか。)	ア. ある イ. ない	例規類の更新件数は、地方分権等により増加傾向にある。委託料の見直しを考えると、コスト削減は難しい。
⑨受益者負担の適正化余地はありませんか。 (歳入確保はできませんか。)	ア. ある イ. ない	市民と行政全体が対象であるので、特定の受益者というのは難しい。

4. 総合評価

総合評価	評価(A～D)	個別評価の結果を踏まえて課題等を整理	A: 現状のまま事業を進めることが適当 B: 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 (事業の進め方に改善が必要) C: 課題が多くあり事業の大幅な見直しが必要 (事業規模、内容、実施主体の見直しが必要) D: 事業の統合、休止・廃止の検討が必要
	A	今後も適正に事務を行うよう努める。	

5. 改革、改善案【ACTION】

<今後の方向性>

A	ア. 現状のまま継続 イ. 見直しのうえで継続 ウ. 終了 エ. 休止 オ. 廃止 (年まで) (年から) (年から)	<今後の展開方針> a. 重点化する(集中的なコスト投入) b. 手段を改善する(実施主体や実施手段を変える) c. 効率化する(コストを下げる) d. 簡素化する(規模を縮小する) e. 統合する(他の事務事業と統合する)
①改革、改善の具体案、実施年度など		—
②改革・改善を実現するうえで、解決すべき課題及び考えられるその解決策		地方分権の影響もあり条例、規則等の審査件数が増加しており、総務課はもちろん各担当課の審査体制の強化を図る必要がある。泉南市法令等の審査及び作成に関する規程(平成8年訓令第3号)第9条にある法令担当主任を任命し、担当課と総務課の役割分担を適切に行い、短期間で正確な業務を行えるよう体制の整備を図ることが考えられる。